

せんだいクーリングシェルター応募要項

1 目的

気候変動適応法の改正により、令和6年4月から熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの運用が全国的に開始されるとともに、市町村は、暑さによる健康被害を防止するため「指定暑熱避難施設」を指定することができることと定められました。

仙台市では、誰でも自由に涼んで休むことができる滞在場所として「せんだいクーリングシェルター」を指定いたしますので、ご協力いただける民間施設を募集いたします。

2 せんだいクーリングシェルター概要

(1) 開設期間

6月1日(※)から10月31日まで ※6月1日以後に指定開始する場合は指定日

(2) 開設時間

基本は各施設の営業日や営業時間に準じることとして、あらかじめ仙台市に報告いただき仙台市ホームページで公表いたします。

また、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表有無に関わらず開設期間内を通して、常時開設いただきます。

3 指定条件

仙台市内に所在する申請者が管理する施設内において、下記条件を満たしていること。

ただし、公序良俗に反する等、仙台市において指定することが適切ではないと判断する場合には、指定しない又は指定を取り消すことがあります。

- ① 気候変動適応法に定める指定暑熱避難施設の基準を満たしていること
- ② 上記2の開設期間及び開設時間に開設すること。
- ③ あらかじめ設定する受け入れ可能人数に応じて、利用者が休憩できる空間を確保し、提供すること。
- ④ 冷房設備を有し、適切に管理・運用すること。
- ⑤ 各施設の管理運営の範囲で体調不良者への対応をすること。
- ⑥ 上記2の開設期間において、各施設の可能な範囲で施設入口等にせんだいクーリングシェルター指定施設表示ポスターを掲示すること。

4 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、電子メール又は郵送により、以下の提出先に提出してください。

仙台市危機管理局 危機管理部 危機管理課 宛て	
郵便番号	: 980-8671
住所	: 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
電子メール	: sei001040@city.sendai.jp

5 その他

- (1) 指定にあたり、仙台市との協定締結が必要となります。
- (2) クーリングシェルターの開放にあたって必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。